

一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会 評議員選出規則

(総則)

第1条 評議員の選出は、一般社団法人中部日本整形外科災害外科学会（以下「本会」という。）定款に定められたことのほかは、この細則による。

(選出)

第2条 評議員は本会理事会（以下「理事会」という。）の決議により、下記の要領により選出する。

- (1) 任期満了する評議員については、任期満了する定時社員総会の前に開催される理事会において決議し、再任を決定する。但し、事前に再任を辞退した者及び定款第13条4項並びに同条5項に該当する者は被選出資格を失う。
- (2) 新しく評議員を選出する場合は、原則として、評議員選出委員会の推薦を受けた者を、本会理事及び監事の任期満了による改選が行なわれた年度の秋季学術集会の前に開催される理事会において決議し、選出する。但し、必要がある時はこれ以外に選出することを妨げない。

(構成)

第3条 評議員選出委員会は理事会が定める委員より構成する。

(議長)

第4条 評議員選出委員会の議長は理事長が定める。

(被推薦資格)

第5条 評議員の被推薦資格は、下記に定める通りとする。

- (1) 本会入会后12年以上の正会員（但し、他地区より転入の会員の場合は、日本整形外科学会の会員期間はこれに含まれる。）で、整形外科災害外科学の発展に指導的役割をはたす者。
- (2) 大学の講師以上若しくはこれと同等の資格ありと認める者。

(推薦)

第6条 評議員選出委員会は前条各号に該当する者の中から新たに評議員としてふさわしいとされた者を審査選定し、理事会に推薦する。但し、1回の新評議員推薦者数は、評議員選出委員につき2名までとする。

(報告)

第7条 理事長は理事会において選出された評議員を社員総会に報告する。

(変更)

第8条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則 この規則は、平成29年3月1日から施行する。

令和元年9月19日 一部改正